

## 地域経済の活性化に関する重点提言

活力ある地域を形成し、地域経済の活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 人口減、巨大災害の切迫等の国土を取り巻く状況の変化を見据え、国土形成計画を見直すとともに、その際、企業の本社機能等の地方への移転促進に向けた検討を行うこと。

2. コンパクトシティの形成等、まちづくりや中心市街地の活性化に関する施策については、適切な財政措置を講じること。

また、中心市街地活性化基本計画の認定地域への確実な支援を行うとともに、地域商業の活性化に資する取組に対し支援措置を講じること。

3. 強い経済を取り戻すため、長期にわたるデフレと景気低迷からの脱却を確実なものとし、需要の継続的拡大、新たな雇用の創出、投資の拡大、新規事業の展開などのチャレンジを促し、経済成長の更なる推進を図ること。

また、地域経済を支える中小企業・小規模事業者等の経営基盤強化に向けた支援措置の充実を図るとともに、都市自治体等が独自に実施する地域経済の振興策について財政支援措置を講じること。

4. 国内産業の流出防止、生産拠点の分散促進による地域経済の活性化や災害に強い国内産業体制を構築するため、産業団地の造成・再整備、企業誘致に対する支援体制の構築や財政支援を実施すること。

また、企業立地が一層促進されるよう、企業立地及び進出環境の更なる改善を図ること。

5. 厳しい景況下にある中小企業者・小規模事業者等を支援するため、セーフティネット保証制度の認定基準の緩和や小口零細企業保証制度の維持・拡大など、金融支援制度の充実及び企業の能力や地域資源を活用した取組に対する支援並びに税制上の優遇措置を拡大すること。

また、伝統工芸品産業等の中小企業・小規模事業者等については、技術継承や後

継者育成などの推進を図るとともに、将来に渡り事業を維持・発展させることができるよう、引き続き人的支援を含む総合的な財政支援措置を講じること。

さらに、消費税増税の際には、景気対策等、中小企業・小規模事業者等への影響を考慮した支援を行うこと。

## 6. 再生可能エネルギー等の導入の促進

(1) 電力会社による再生可能エネルギーの受け入れ中断については、早期解決に必要な対策を講じること。

また、固定価格買取制度の運用については、都市自治体等に配慮した体制を整備すること。

(2) 再生可能エネルギー等の導入については、導入促進に必要な施策を充実するとともに、補助制度の拡充等、総合的な財政支援措置を講じること。

また、公共施設等への再生可能エネルギーの導入を促進するため、関係法令等における規制緩和を行うこと。

## 7. 観光振興施策に対する支援強化

(1) 観光案内標識等の設置や観光客の受入に係る環境整備など、都市自治体等が行う観光振興施策に対して、総合的な財政支援措置を講じるとともに、魅力ある地域ブランドの創出に対する支援を拡充すること。

(2) 外国人観光客の誘致を促進するため、外国人が安心・快適に旅行できる環境整備を支援すること。

また、免税制度及びC I Q体制の拡充やビザ要件の緩和、国際線の受入れ強化など、外国人観光客の受入れ体制を強化すること。

8. 半島振興法については、法期限を延長するとともに、支援措置を拡充すること。